

一時多量ごみ制度について



令和3年11月26日

倉敷市一般廃棄物対策課

本日の内容

第1章 はじめに(一時多量ごみとは?)

第2章 現在の状況

第3章 制度の概要

第4章 収集運搬業許可について

第1章 はじめに（一時多量ごみとは？）

■一時多量ごみとは？

一時的に多量に排出される家庭系ごみのこと

■どんな時にでるの？

遺品整理や引越しなどに伴い発生



倉敷市リサイクル
シンボルキャラクター
リックル

高齢化社会の進展により、一時多量ごみへの対応の必要性が高まっています。

第2章 現在の状況

■ 一時多量ごみの処理方法は？

① 通常のごみ収集の日に小分けにしてごみステーションに排出

② 環境センターへ持ち込み

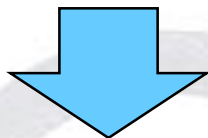
③ 自宅まで戸別収集(粗大ごみ)
＜問題点＞

- ・ 大量のごみなので運搬が困難
- ・ 業者に依頼できない。

(本市の収集運搬許可では、家庭ごみの運搬はできない。)

第3章 制度の概要①

■ 現行、本市の一般廃棄物収集運搬業者は、事業所から排出されるごみしか運搬できない。(家庭ごみは不可)



■ 一時多量ごみを運搬できるよう収集運搬業許可の対象を拡充し、家庭ごみ(一時多量ごみ)に対応する。

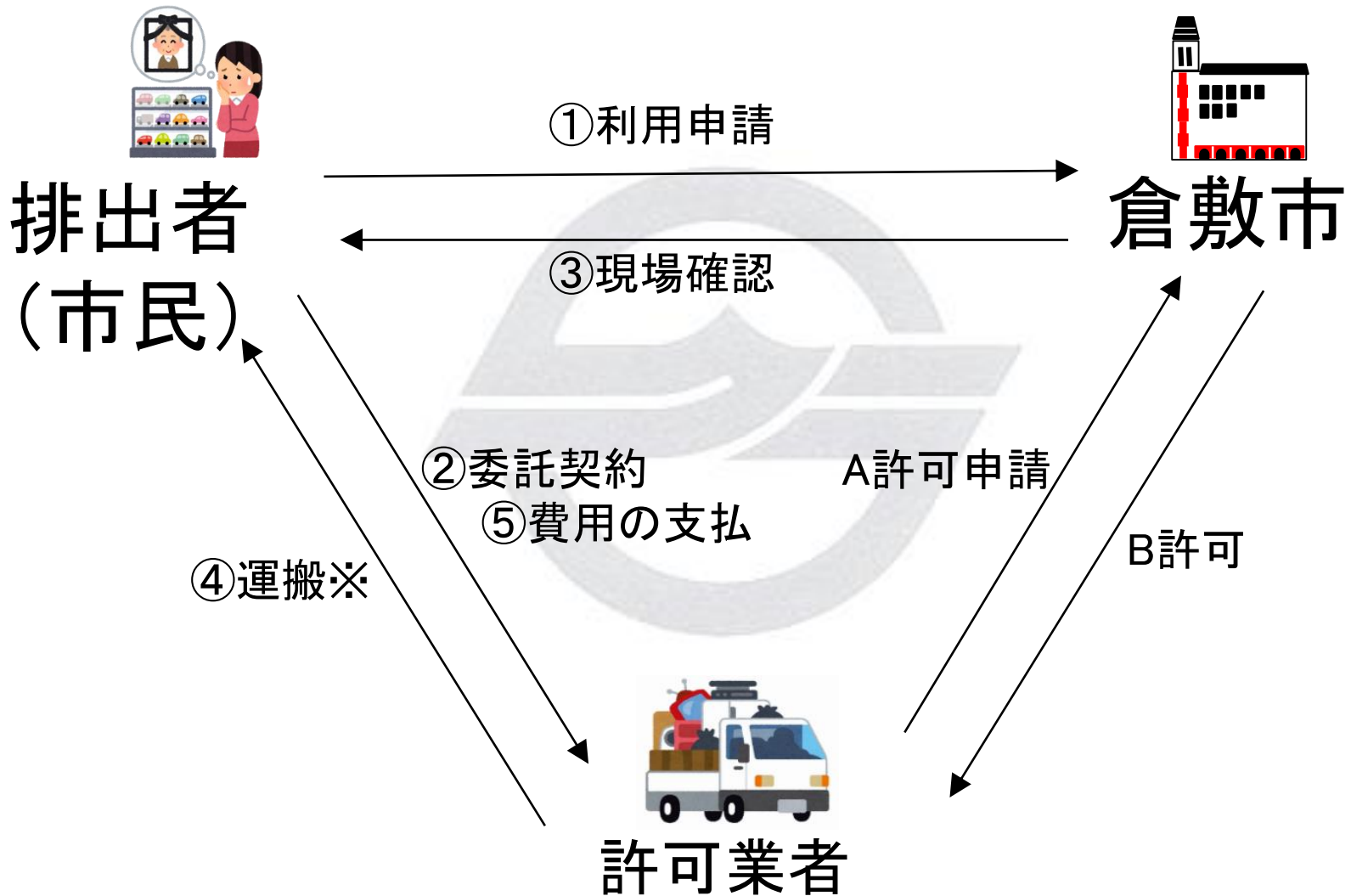


排出者(市民)は許可業者と契約を締結し、一時多量ごみを委託して運搬することが可能



本人による「通常のごみ収集日での排出など」に加えて、「許可業者を利用した対応」も可能になります

第3章 制度の概要②



※契約の内容により、ごみの分別や片付けを行うことも可能

～許可についての考え方～

排出者(市民)は、直接、許可業者と一時多量ごみの収集運搬について契約し、収集運搬費用やごみ処理費用を許可業者に支払うこととなります。

「一時多量ごみ」は家庭系一般廃棄物であり、市の統括的な処理責任のもと廃棄物を適正処理することが最も重要です。

市民が安心して依頼できる業者を許可します。